

改正後	現行
<p>第五 ユニツト型指定介護老人福祉施設 3 設備に関する要件（基準省令第四十条） (4) 居室（第一号イ） ⑤ 居室の床面積 ユニツト型指定介護老人福祉施設では、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常の生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた雑筭などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。</p> <p>ユニツト型個室 床面積は、一〇・六五平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を除く。）とすること</p>	<p>第五 ユニツト型指定介護老人福祉施設 3 設備に関する要件（基準省令第四十条） (4) 居室（第一号イ） ⑤ 居室の床面積 ユニツト型指定介護老人福祉施設では、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常の生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた雑筭などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。</p> <p>ユニツト型個室 床面積は、一三・二平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を除く。）を標準とすること</p>
<p>また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とすときは二一・三平方メートル以上とする。</p>	<p>ここで「標準とする」とは、一三・二平方メートル以上とすることが原則であるが、平成十五年四月一日に現に存在する指定介護老人福祉施設が、その建物を同日以降平成十七年九月三十日まで改修してユニツトを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときは、前期の趣旨を損なわない範囲で、一三・二平方メートル未満であっても差し支えないという趣旨である。</p> <p>なお、平成十五年四月一日に現に存する指定介護老人福祉施設が同日において現に有しているユニツト（同日以降に改築されたものを除く。）にあつては、一〇・六五平方メートル以上であれば足りるものとする。</p> <p>また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とすときは二一・三平方メートル以上を標準としてしていることについても、前記と同様の趣旨である。</p>
<p>ロ ユニツト型個室 ユニツトに属さない居室を改修してユニツトを造る場合であり、床面積は、一〇・六五平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を除く。）とする。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断されること、入居者のプライバシーが十分に確保されれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</p>	<p>ロ ユニツト型個室 ユニツトに属さない居室を改修してユニツトを造る場合であり、床面積は、一〇・六五平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を除く。）とする。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断されること、入居者のプライバシーが十分に確保されれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</p>

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのもは認められず、可動でないものであって、プラマイバシ一の確保のために適切な素材であることが必要である。

居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切った窓のない居室を設けたとしても準個室として認められない。

また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプラマイバシ一が確保されているといえ、準個室として認められないものである。

入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上とすること。

なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのもは認められず、可動でないものであって、プラマイバシ一の確保のために適切な素材であることが必要である。

居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切った窓のない居室を設けたとしても準個室として認められない。

また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプラマイバシ一が確保されているといえ、準個室として認められないものである。

入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上とすること。

いることについては、二一・三平方メートル以上とするこ
とが原則であるが、平成十五年四月一日に現に存する指定
介護老人福祉施設が、その建物を同日以降に改修してユニ
ットを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上的制約な
ど特別の事情によって当該面積を確保することが困難であ
ると認められるときは、上記の趣旨を損なわない範囲で
二一・三平方メートル未満であつても差し支えないとい
う趣旨である。

なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。